

## 令和7年度第2回中野区公契約審議会 議事概要

### 1 開催日時

令和7年10月20日（月） 15時00分～17時00分

### 2 会場

中野区役所6階 601・602会議室

### 3 出席者

委 員 武藤 博己（会長）、阿世賀 和子（会長職務代理）、西村 剛敏（委員）、  
大村 清保（委員）、菊池 亮（委員）、田村 忠久（委員）

事務局 濱口 求（総務部長）、滝浪 亜未（契約課長）

### 4 傍聴人

10名

### 5 議事

令和8年度（2026年度）労働報酬下限額について

- ①工事請負契約
- ②業務委託契約・指定管理協定
- ③指定管理協定（都外に存する施設）

## 6 議事内容（主な意見等）

令和8年度（2026年度）労働報酬下限額について、区の予算要求に反映させるための仮案をとりまとめた。

### ①工事請負契約

委員の主な意見
<ul style="list-style-type: none"><li>○ これまで同様、熟練工と未熟練工は区分して労働報酬下限額を設定すべきである。</li><li>○ 熟練工については、他区の状況や工事請負契約の落札率が概ね90%以上あることなどを鑑みると、公共工事設計労務単価の90%から変更する理由はないと考える。</li><li>○ 未熟練工については、軽作業員の70%という考え方には妥当性があるのか継続的な議論が必要である。国土交通省の定義する軽作業員の作業内容（後片付けや草むしり等）からすると、その70%でよいのかという疑問を持っている。</li><li>○ 建設業の実態として、普通作業員と軽作業員の区分は難しい。通常、下請契約の時点でこの区分を用いることはない。</li><li>○ 未熟練工として見習いと手元を一括りにしているが、見習いは技能を身につけながら給与水準が上がっていくのに対し、手元は単純作業のみを行うといった違いがある。</li><li>○ 作業内容としても違いがあるのであれば、労働報酬下限額は低い方（軽作業員）を基準としたうえで、実態に応じて報酬を下限額より高く設定できるようにした方がよいのではないか。</li><li>○ 前年度の答申の付帯意見にあった若手の入職者の状況としては、工種によってばらつきがある。将来的に高い賃金が見込める工種は人手を確保できているが、そうとはいえない工種は厳しい状況にある。</li></ul> <p>★ 令和8年度労働報酬下限額（仮案）</p> <p>熟練工については、令和8年2月に改定が見込まれる東京都の公共工事設計労務単価（単価が設定されていない職種については、類似する業務を担う職種の単価を準用）に100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの額に換算した額とするのが妥当である。未熟練工については、同単価の軽作業員単価に100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの額に換算した額とするのが妥当である。</p>

## ②業務委託契約・指定管理協定

委員の主な意見
<p>○ これまでの審議会では、公契約条例が適用される業務の実態を踏まえ、中野区会計年度任用職員の用務・調理職の報酬を基準としてきた。今回も同様の考え方方が望ましい。</p> <p>○ 職員の報酬等は令和8年度にも引き上げられ、同年4月に遡及して反映されることを鑑みると、労働報酬下限額においてもこれを含めて算定すべきである。</p> <p>○ 現在の中野区会計年度任用職員の用務・調理職の報酬に最低賃金の引き上げ率を2回乗じると1時間あたり1,600円を超えることとなり、最低賃金との大きな乖離が生じる。</p> <p>○ 近隣の新宿区や渋谷区では、令和6年度から同7年度にかけて、労働報酬下限額が180円以上伸びている。今回、中野区で同程度の引き上げを行ったとしても、決して上がりすぎとはいえないと考える。</p> <p>○ 令和6年度の労働報酬下限額が高かったこともあり、令和6年度から同7年度にかけては70円の引き上げにとどめたが、結果として会計年度任用職員の報酬と100円近くの差が生まれてしまった。今回はしっかりと引き上げるべきである。</p> <p>○ 元々時給単価の高い渋谷区・新宿区との比較でみると、現在の労働報酬下限額はある程度妥当性があると考える。原資は税金であることから、区民が納得できる金額にすべきである。</p> <p>○ 労働報酬下限額を高く設定しそうした結果、区の予算内に収めるために予定していた業務が削減され、ひいては区民サービスの低下につながることがあってはならない。労働者にとっては大幅な引き上げが望ましいが、この点も考慮する必要がある。</p> <p>○ 一つの契約でもさまざまな職種が従事しており、職種によって賃金差を設けている。労働報酬下限額が高すぎると、この差を設けることが困難になる。</p> <p>○ 現在の求人の実態からみると、1時間あたり1,500円が高すぎるということはない。</p> <p>★ 令和8年度労働報酬下限額（仮案） 1時間あたり1,510円とするのが妥当である。</p>

③指定管理協定（都外に存する施設）

委員の主な意見
<p>★ 令和8年度労働報酬下限額（仮案）</p> <p>各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額に、「東京都の最低賃金額に対する、指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率」を乗じて得た額とするのが妥当である。</p> <p>※例：軽井沢少年自然の家（長野県） 1時間あたり1,306円</p>